

The background features a dark blue gradient with faint, light blue technical diagrams. On the left, there is a large circular scale with numerical markings from 140 to 260. Several circular arrows and dashed lines are scattered across the scene, suggesting a technical or engineering context.

企業法務セミナー

もしもあなたの会社が訴えられたら

P2

事案概略

- 原告 株式会社フレンチローテーション
- ソフトウェア開発会社
- 被告 株式会社マイストーム
- 一般労働者派遣会社
- 契約 ソフトウェア開発委託 被告の基幹システム構築を目的とする
- 紛争 複数段階を経て開発中、第4段階の正式発注がないまま、第4段階の作業が終了したことにより代金を支払うべきかどうかで対立が生じた

P3

平成18年1月6日 株式会社マイストーム

- 株式会社マイストームのもとに裁判所から訴状(そじょう)が届く
- 他に呼出状, 証拠説明書及び証拠が同封
- 訴状は原告の請求, その請求の原因となる事実などの主張を主たる内容とする書面
- 証拠は主張を裏付けるために提出する資料。書面での資料を書証といい, 証拠の中心となる。
- 証拠説明書は証拠の内容や立証主旨を記載する書面

P12

平成18年1月9日 堂本剛央法律事務所

- マイストームの北川社長，東山専務，仲居部長が堂本弁護士を訪問。
- 訴状等を見せ，事情を伝えて相談。
- 堂本弁護士は訴状や聞き取った事情からやや厳しい見通しを伝えた。
- マイストームは相手の請求を争いたいということで訴訟の代理人となることを堂本弁護士に依頼した。

P15

平成18年1月9日 相談メモ 堂本弁護士
の視点

- 基本設計フェーズ2についての個別契約の成否
- 契約準備段階における過失
- ポイント 注文書, 仮発注書, 作業黙認と協力

P18

答弁書

- 請求棄却を求める
- 基本設計フェーズ2の成立を争う
- 基本設計フェーズ2の発注を見送ることとなった経緯について

P20

2月10日 第1回口頭弁論期日

- 訴状, 答弁書陳述
- 甲1~3取調べ
- 次回弁論準備期日で3月12日午後2時 274号弁論準備
準備手続室

P23

3月5日 原告第1準備書面

- 基本設計フェーズ2の契約成立を改めて主張
- 契約準備段階における過失の主張を追加
- 甲4で仲居部長が基本設計フェーズ2作業を了承していたことを立証

P28

3月12日 第1回弁論準備手続

- 原告第1準備書面陳述
- 甲4取調べ
- 次回 4月12日午後2時

P28

3月24日 被告第1準備書面

- 契約準備段階における過失を否定
- 被告の作業を営業活動と主張
- 予備的に過失相殺を主張
- 乙1～3で注文書を出して個別契約を行っていたことを立証

P34

4月12日 第2回弁論準備手続

- 被告第1準備書面陳述
- 乙1～3取調べ
- 次回 5月17日 午後2時

P35

5月10日 原告第2準備書面

- 過失相殺の主張に対して原告側の過失を否認

P37

5月17日 第3回弁論準備手続

- 原告第2準備書面陳述
- 次回 7月7日
- 次回では尋問期日を決める予定

P37

6月25日 証拠申出書と甲5陳述書

- 証人として高橋部長
- 陳述書では仲居部長が基本設計フェーズ2の作業に入ることを容認していたことなどが語られている

P46

6月30日 証拠申出書と乙4陳述書

- 証人として仲居部長
- 陳述書では社内決裁が必要であることを高橋部長に伝えていたこと、高橋部長に泣きつかれて仮発注書を独断で発行したことなどが語られている

P51

7月7日 第4回弁論準備手続

- 証人として高橋部長, 仲居部長を採用
- 甲5, 乙4取調べ
- 高橋 主尋問50分 反対尋問30分
- 仲居 主尋問50分 反対尋問30分
- 次回期日 9月15日 午後1時30分

P51

9月15日 第2回口頭弁論期日

- 弁論準備手続の結果を陳述
- 高橋尋問(p54)
- 仲居尋問(p59)
- 判決期日 11月30日 午後1時10分
- 和解勧告

P63

9月15日 和解手続

- 被告側 750万円なら
- 原告側 1200万円なら
- 被告側 900万円なら
- 和解に至らず

P68

11月30日 判決期日

- 1500万円の請求のうち, 1050万円の支払いを命じた
- 基本設計フェーズ2の個別契約の成立は否定
- 契約準備段階における過失は肯定
- 原告の過失を3割と認定